

特記仕様書

市立四日市病院サービス棟電気室低圧配電盤改修工事

令和8年度

市立四日市病院

第1編 総則

第1章 共通事項

第1節 適用範囲

- 1 工事等は、契約書、工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）又は本特記仕様書、図面及び下記に示す標準仕様書に基づき施工するものとする。
- 2 すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、下記の順番のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 特記仕様書
 - (3) 図面
 - (4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の仕様書等
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年度版）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年度版）
 - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年度版）
- 3 本特記仕様書及び各標準仕様書の記載事項のうち、工事等の種別、既設の状況により適合しない事項は適用しないものとする。

第2節 提出書類

- 1 受注者は、「請負代金内訳書」の提出に際し、明示した法定福利費の算出根拠について監督員が説明等を求めた場合は、これに従うこと。
- 2 受注者は、個人情報保護のため、不要な個人情報についてはマスキング等を施すこと。

第3節 建設工事保険等

- 1 受注者は、建設工事保険（管理財物担保特約含む）又はその他の保険に加入し、その内容が確認できる加入証券の写し等を監督員に提出しなければならない。保険期間は、工事目的物の引渡し期限までであること。

第4節 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、労働者災害補償保険法による保険以外の労働災害法定外補償保険等（以下、「法定外保険」という。）に加入し、証券番号、保険種目、保険期間、契約対象、給付内容等を確認できる証明書等を契約後速やかに監督員に提出しなければならない。
 - (1) 法定外保険は、下記の条件を満足しなければならない。
 - ア 保険期間の始期日は、着手日とし、終期日は、検査において発注者が工事の完成を認定した日までとする。
 - イ 補償の対象は、当該工事等に従事するすべての労働者であること。
 - (2) 加入する保険の保険期間が(1)アに定める期間と一致しない場合には、複数の保険契約の保険期間を通算した保険期間が(1)アに定める期間をすべて含むものとしなければならない。また、加入する保険の保険期間が、(1)アに定める期間内に満了する場合には、速やかに保険契約の更新手続きを行うこと。

第5節 建設業退職金共済制度

- 1 受注者は、工事請負代金額5百万円以上の工事について、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後1ヵ月以内に監督員に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の0.5/1000以上とする。
- 2 受注者は、請負代金額に変更があった場合は、変更後の請負代金額で計算し、すでに購入した共済証紙との差額分を購入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を提出しなければならない。ただし、減額変更の場合はこの限りではない。
- 3 受注者は、当該工事を建設業退職金共済制度の加入対象とならない労働者や退職金制度のある労働者のみで施工する場合など、共済証紙を購入費する必要がない場合は、監督員にその内容が確認できる資料を提示すること。

第6節 疑義の解釈

- 1 特記仕様書及び図面に定める事項について疑義を生じた場合若しくは明記のない場合は、監督員と協議の上その指示に従う。
- 2 受注者は、工事等の施工に当たって、当然必要と判断した事項について、良識ある判断に基づいて施工しなければならない。

第7節 諸法令等の遵守

- 1 受注者は、工事等の施工にあたり、関係法令及び条例、規則並びに当院諸規定を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、諸法令等に違反し債務等が発生した場合、受注者の責任と費用負担において処理しなければならない。

第8節 官公庁等への手続き等

- 1 受注者は、工事等の施工にあたり、諸法令等に基づく関係官公署その他の関係機関への届出及び許認可申請等を、実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する届出等にあたり、その記載内容について、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、工事等の施工にあたり、関係官公署等に対する折衝を行う場合、又は折衝を受けた場合は、その旨を監督員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、諸手続きにかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。

第9節 設計図書等

- 1 標準仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えること。
- 2 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用、または伝達しないこと。

第10節 コリンズデータの作成及び登録

- 1 受注者は、工事請負代金額5百万円以上の工事について、以下のとおり工事实績情報サービス（コリンズ）に登録しなければならない。
- 2 「コリンズデータ」を作成し、「登録のための確認のお願い」に監督員の確認を受けた後に、以下の期間内にコリンズに登録すること。ただし、土曜日、日曜日、祝日等は、当該期間には算入しない。
 - (1) 受注時は、契約後10日以内とする。
 - (2) 竣工時は、完成の確認後10日以内とする。

- (3) 登録内容の変更時は、変更のあった日から 10 日以内とする。
- 3 コリンズに登録した後、登録後 14 日以内に（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを、監督員に提出しなければならない。
 - 4 登録内容に変更があった場合は、監督員の確認を受けた後に変更登録を行うこと。
 - 5 技術者を工場製作期間と工事現場稼働期間に分けて配置する場合は、予定従事期間で区切って複数の技術者を登録する。また、その場合の工場製作期間の技術者は、必ず工場製作の技術者として登録すること。
 - 6 受注者は、完了時登録済みデータに対して、訂正（削除）をする場合、「訂正のための確認のお願い」に監督員の確認を受けた後に、コリンズに登録すること。
 - 7 受注者は、コリンズの登録において「登録内容確認システム」を積極的に利用すること。

第 11 節 知的財産権

- 1 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したとき、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 2 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定される著作物に該当する場合、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により出願及び権利等が、発注者に帰属する著作物について、これを自由に加除又は編集して利用することができる。

第 12 節 特許権等の使用

- 1 受注者は、材料、機械あるいは工法等が、第三者の所有する特許権等を侵害する場合、その使用に関して必要な手続きを、受注者の責任と費用負担により行わなければならない。また、万一これを侵害した場合は、受注者の責任でこれを解決しなければならない。

第2章 工事等の施工管理

第1節 施工計画書

- 1 受注者は、着工に先立ち、現地の状況・関連工事等について十分に調査を行った後、施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、施工計画書の記載内容に変更が生じ、その内容が重要な場合、当該部分の施工に着手する前に、変更に関する事項について監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、工期及びその内容に変更が生じた場合、施工計画書のその関連部分を修正しなければならない。
- 4 受注者は、監督員から詳細な施工計画書の提出を求められた場合には、提出しなければならない。
- 5 受注者は、施工計画書を遵守し工事等の施工に当たらなければならない。

第2節 施工管理

- 1 受注者は、当該工事等の施工管理について、以下のとおり行わなければならない。
 - (1) 施工計画書に示される施工手順に従って工事等を施工し、その施工管理を行う。
 - (2) 工事等の出来形及び品質が設計図書等に適合するように、十分な施工管理を行う。
 - (3) 工事等の出来形及び工事材料の品質を確認できる資料を作成・保管し、監督員から請求のあった場合は、遅滞なく提出する。
 - (4) 当院の施設及びその運転管理作業等について十分理解し、工事等の円滑な施工を図る。
 - (5) 他の工事等との取合いがある場合は、その工程・内容等について、連絡調整を行い、円滑な施工を図る。
 - (6) やむを得ず当院施設の運転管理作業等に支障を及ぼす停電・断水作業等を行う場合は、その時期・期間・施工方法・連絡手段等について、書面により、監督員及び当該施設管理者と十分な協議を行う。また、停電・断水作業等は、監督員の承諾を得てから行う。

第3節 技術者の配置

- 1 受注者は、工事を適正に実施するため、建設業法第26条により施工計画の作成、工程管理、品質管理等の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督を行うため、以下の通り、主任技術者又は監理技術者を配置すること。
 - (1) 工期内において工場製作期間がある場合は、工事現場稼働期間と工場製作期間で同一又は異なる主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できる。工場製作期間と工事現場稼働期間で異なる主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置した場合、工事現場稼働期間における主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、工場製作のみが行われている期間については、工事現場への専任は要しない。また、工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐がこれらを一括して管理することができるものとする。なお、これらの場合においては、あらかじめ工場製作期間及び工事現場稼働期間が書面により明確となっていなければならない。

- (2) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（測量、立会、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
 - (3) 契約約款の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。
 - (4) 下請契約の請負代金の額の変更により、それらの額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となった場合には、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置すること。
- 2 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工期途中で一般的な交代の条件は、技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など、必要最小限に留めるものとする。また、原則同等以上の技術力を有する技術者との交代であること。いずれの場合においても、工事の継続性、品質管理等に支障がないようにすること。
- また、技術者の交代がある場合は、工事打合せ簿にその理由を付し、適切な診断書、退職証明書等の確認資料を準備のうえ監督員と協議すること。また交代する予定の技術者については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐のいずれも受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

第4節 第三者との交渉

- 1 受注者は、付近居住者等の第三者からの環境問題等に関する苦情に対して、監督員と協議のうえ誠意をもって処理しなければならない。また、第三者と工事等の施工上必要な折衝を行う場合及びその結果について、監督員に報告しなければならない。

第5節 工事材料の品質

- 1 受注者は、工事等で使用する各種材料（機器を含む。以下本節内では同様とする。）について、工程表に従い工事等の進捗に支障のないように手配しなければならない。
- 2 受注者は、材料でその品質を明示していないものについて、すべてJIS（日本産業規格）規格品等を使用し、規格にないものは、使用目的に適合する優良品を使用する。
- 3 使用する材料はすべて新品とする。
- 4 受注者は、設計図書等で指定した工事材料及び監督員の指定した工事材料について、監督員による試験若しくは検査（確認を含む。）を受けたものを使用しなければならない。

第6節 機械器具

- 1 受注者は、工事等に使用する機械器具について、現場搬入に先立ち、その数量、性能、作業内容、使用期間等をあらかじめ監督員と協議し、確認を受けるものとする。
- 2 受注者は、工事等に使用する機械器具について、免許等を所持する有資格者に操作させ、絶えず機器の点検整備を行い、作業能率の向上と危険防止に努めなければならない。

第7節 工事等現場管理

- 1 受注者は、施工中の現場管理及び安全衛生管理について、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に従ってこれを行わなければならない。
 - (1) 工事等に伴う災害及び公害の防止に適切な処置をとるものとし、特に下記の事項を守らなければならない。
 - ア 付近の居住者、一般市民等の第三者に災害、公害や交通の妨害等の迷惑を及ぼしてはならない。
 - イ 工事等現場への第三者の出入りの監視、作業員の風紀、衛生の取締り、火災及び盗難その他の事故防止に十分注意を払わなければならない。
 - (2) 工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法第24条の8及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等関係法令に基づき、施工体制台帳を作成し、その写しを監督員に提出しなければならない。
 - ア 施工体制台帳に記載された各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、その写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の内容に変更が生じた場合は、速やかに施工体系図を変更し、当該変更があった年月日を付記して、その写しを監督員に提出しなければならない。
 - イ 提出する際は個人情報保護により、「国土交通省令で定められた記載すべき事項」以外についてはマスキング等の処置をすること。得発注者及び下請負人と電子契約を行い、施工体制台帳の写しを書面で提出する場合は、電子契約書の内容と施工体制台帳に添付する契約書の内容に相違ない旨が現場代理人の署名により誓約された書面を、施工体制台帳の写しに添付すること。
 - (3) 契約約款第2条の隣接工事又は関連工事等があるときは、その受注者と相互に協力し、施工しなければならない。
 - (4) 工事箇所並びにその周辺にある地下埋設物、架空線、構造物、道路及びこれらの付属物により本工事等に支障となる場合は、速やかに監督員へ報告しその処理について協議しなければならない。
 - (5) 工事等施工の都合上、既設物の一部に支障のある場合は、事前に監督員の承諾を得て取除き、施工後は速やかに原形に復旧する。
 - (6) 作業終了時、工事等完成時の跡片付けは以下のとおりとする。
 - ア 受注者は、工事等現場のその日の作業終了に際し、使用機材の整理整頓、使用した電気、火気その他についての安全確認、及び作業現場の清掃を行わなければならない。
 - イ 受注者は、工事等の全部又は一部の完成に際して、その責任と費用負担において、工事等に使用した機器、余剰資材、雑材等、及び各種の仮設物（設計図書等において存置するとされたものを除く。）を片付け、工事等現場を清掃しなければならない。
 - ウ 受注者は、工事等検査に必要な足場、はしご、仮設照明等を、監督員の指示に従って残置し、検査終了後撤去するものとする。

第8節 工事等現場発生品

- 1 特記仕様書又は監督員の指示により当院に引渡し、所定の場所に搬入するよう指定されたものについては、指示に従わなければならない。汚れの著しい発生品は、簡単な清掃を実

施しなければならない。

- 2 受注者は、上記以外の工事等現場発生品（建設副産物）について、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、建設リサイクル法、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け 建設省経建発第3号）及びその他関係法令に従い、受注者の責任において、適正に処理しなければならない。

第9節 工事等に伴う協力及び費用負担

- 1 受注者は、工事等に関連する次の事項及び施設に必要な費用について負担する。
 - (1) 設計図書等に明記がないものであっても、工事等を完成するため、又は工事等の性質上当然必要とするものに要する費用
 - (2) 材料試験に要する費用
 - (3) 関係官公署からの臨機の要求に伴い行った軽易な処置に要する費用
 - (4) 工事等に起因する関係者に対する説明に要する費用
 - (5) 工事等に必要の調査等に要する費用
 - (6) 工事等現場付近の保安設備の設置及び維持管理に要する費用
 - (7) その他軽易な事項

第10節 工사용電力等

- 1 受注者は、施工に際し発注者施設から供給する電力、水を使用できるものとする。但し、現場において既設設備から供給可能な範囲とする。

第11節 損害補償

- 1 受注者は、工事等の施工に伴い第三者及び当院施設に損傷を与えた場合、遅滞なく当院又は監督員に届け出て、適切な処置を講じなければならない。この際に要する費用は、事由を明確にした上で負担者を決定する。ただし、次のような場合は、受注者の負担で行うことを原則とする。
 - (1) 施工上の作業員の過失、不注意によって生じた一切の損害に対する補償
 - (2) その他、明らかに受注者の責任による損害に対する補償

第12節 部分使用

- 1 発注者は、契約約款の規定に基づき部分使用できるものとする。
- 2 受注者は、発注者が当該工事に係わる部分の使用を行う場合、監督員による確認を受けるものとする。

第13節 工事等目的物の保管責任

- 1 受注者は、工事等が完成し、引渡し完了までの工事等目的物の保管責任を負わなければならない。

第3章 安全管理及びその他注意事項

第1節 一般事項

- 1 受注者は、労働災害、公衆災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働基準法、労働安全衛生法その他安全衛生に関する法令の定めるところに従い、必要な措置を十分に講ずるとともに、その労働者及び関係請負人に対しても安全管理を徹底しなければならない。

第2節 安全管理

- 1 受注者は、工事等の施工に必要な調査を行う際には、安全管理に万全を期さなければならない。
- 2 受注者は、工事等が他の工事等と競合し、又は隣接する場合、相互に協調を図り、安全管理に万全を期さなければならない。
- 3 受注者は、工事等施工中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合、直ちに対処できるよう必要な対策を講じなければならない。
- 4 受注者は、工事中資機材、残材、発生材等は、交通及び保安上の障害とならないよう使用し、又は発生の際、整理し、若しくは現場外へ搬出処分して、作業現場を常に整理整頓しておかななければならない。
- 5 受注者は、労働安全衛生法に基づき、熱中症を発生するおそれがある作業を行う場合には、熱中症患者の報告体制の整備及び、症状の悪化を防止するための措置を講じるとともに、それらの内容を作業従事者敷地内（院外駐車場含む）は、すべて禁煙とする。
- 6 工事車両等は、資材等の搬入出後、速やかに院外駐車場（外来患者用）に駐車するものとする。なお、その際に発生する駐車場利用料金については、受注者が負担するものとする。

第3節 事故処理及び報告

- 1 受注者は、工事等作業中に事故が発生したときは、直ちに応急処置を講ずるとともに、事故発生を通報の上、監督員及び関係機関等の指示に従ってその拡大防止に努めること。
- 2 受注者は、前項の通報後、事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を当院へ届け出ること。

第4節 下請契約

- 1 資材購入及び工事の一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させるものとする。

第5節 注意事項

1 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

2 暴力団等不当介入に関する事項

（1）契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

3 障害者差別解消に関する事項

(1) 対応要領に沿った対応

- ① この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- ② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

第2編 施工

第1章 工事一般事項

第1節 承諾図書

受注者は、設計図書に基づき当院の機器、設計意図（機能性、安全性、維持管理性）を十分に把握し、現場調査、実測を行ったうえで承諾図書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 1 承諾した後の承諾図書は、設計図書を補完するものである。
- 2 設計図書に定められた仕様は、原則として変更を認めないが、やむを得ず仕様変更の必要があるときは、承諾を得なければならない。なお、必要ある事項について、契約約款に基づき契約変更を行う。
- 3 受注者は、据付けた機器において、承諾図書で推定困難な不都合（性能、各種機能、構造、維持管理性等）が生じた場合、その原因を明確にし、機器の全部又は一部を受注者の責任において変更又は改修するものとする。

第2節 工事記録写真

- 1 受注者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に編集整理を行って、写真帳として提出しなければならない。
- 2 写真はA4版にサービスサイズ程度で整理の上、写真内容を解説すること。

第3節 完成図書

- 1 受注者は、完成図書等を作成し、提出しなければならない。
 - ①主要資機材仕様書
 - ②施工図
 - ③検査試験成績表
 - ④取扱説明書その他必要なもの

第4節 工事の表示

- 1 受注者は、主要機器の各々見やすい位置に仕様または工事銘板（以下銘板という。）を取付けなければならない。

第5節 標準付属品

- 1 受注者は、各機器の標準付属品のリストを添付し、機器名称や用途等を記入した箱に収めて納入しなければならない。

第6節 仮設

- 1 受注者は、当局敷地内に設ける工事等の施工に必要となる工所用建物、機械器具の据付箇所、資材置場等について、必ず監督員の承諾を受けてから、設置しなければならない。

第7節 養生

- 1 受注者は、施工中に汚損、変色等の可能性のある箇所（建築物、設備、備品等）には養生を行う。なお、養生範囲については監督員と協議する。
- 2 受注者は、養生方法及び清掃について、以下のとおり行わなければならない。
 - (1) 養生の方法は、ビニルシート、合板等の適切な方法で行う。
 - (2) 固定された備品、机・ロッカー等の移動及び養生は、監督員と協議する。
 - (3) 仮設間仕切り等により施工作業範囲が定められた場合は、施工作業範囲外に塵あい等が飛散しないように養生する。
 - (4) 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生は、ビニルシート、合板等で養生し、既存仕上げ材等を損傷させないようにする。
 - (5) 作業、搬入通路等に隣接して盤等のスイッチ類がある場合は、誤動作しないように養生する。
 - (6) 工事にエレベータを使用する場合は、合板等で養生を行い、エレベータに損傷を与えないようにすること。なお、使用後は現状に復旧する。
 - (7) 切断溶接作業を行う場合は、防災シート等で養生する。
 - (8) 漏水等のおそれのある工事を行うときは、監督員と協議する。

第8節 撤去工事

- 1 受注者は、撤去工事にあたって、撤去対象物、施工時期、撤去の方法、仮設計画、撤去後の構造物の補修及び発生品の処理方法等を記載した施工計画書を作成し、提出しなければならない。
- 2 特記仕様書により、撤去工事期間中において、仮設設備等の設置による当院診療機能の確保を定められた場合は、その時期、期間、仮設方法、運転方法、連絡手段等について、書面により監督員及び当該施設管理者と十分な協議のうえ、撤去工事及び仮設設備を施工しなければならない。
- 3 受注者は、撤去後の処理について、以下のとおり行わなければならない。
 - (1) 撤去に伴い損傷した構造物は、コンクリート打設及びモルタル仕上げ等により補修しなければならない。また、必要に応じ鉄筋補強及び防水処置等を行うものとする。
 - (2) 躯体に残置したアンカーボルト等は、床面、壁面等から突出しないよう切断処理するとともに、切断面には防錆処置又は化粧を施さなければならない。

第9節 電気設備機器

1 構造

- (1) 配電盤保護等級は、既設状況を維持することを基本とする。
- (2) 盤のパネル面は、機器又は計器等を取付けてひずみが生じないよう十分に補強をする。また、将来取付け用の計器の部分は、鋼板等で体裁よくふさぎ、将来の取付けに支障のないようにする。
- (3) 変電設備の単線結線図等に変更が生じた場合は、最新版を見やすい箇所に掲示すること。

2 盤内配線等

- (1) 配線色

回路の種類	被覆の色
一般（低圧主回路含む）	黄*
接地回路	緑

注 主回路にケーブルを使用する場合は黒色としてもよい。

(2) 導体の配置と色別

ア 交流回路

配線方式	左右・上下・遠近の別	赤	白	黒	青
三相3線式	左右の場合左から上下の場合上から遠近の場合近い方から	第1相 (R)	第2相 (S)	—	第3相 (T)
单相3線式		第1相 (R)	中性相 (N)	第2相 (T)	—
单相2線式 (接地系)		電圧相 (R)	接地相 (N)	—	—
单相2線式 (非接地系)		第1相	—	第2相	

注 三相回路より分岐した单相回路においては、分岐前の色別による。

イ 直流回路

① 色別

正極 (P)	赤
負極 (N)	青

② 導体の配置

左右の場合……右より赤青 上下の場合……上より赤青
遠近の場合……近い方より赤青

ウ 高圧回路は正面扉、その他は器具（端子台を含む）を正面とする。

(3) 盤内配線

ア 配線には、マークバンド又はマークチューブを付ける。

イ 圧着端子は、丸形とする。

- ウ 圧着端子は、絶縁キャップ付とし、色別は下記とする。なお、色別についてはリング等の方法によるものも可とする。

回路の種類		色 別
主回路		相色別に同じ
制御回路	AC	黄
	DC	(P) 赤、(N) 青、(中性) 灰
計装回路		(P) 赤、(N) 白
接地回路		緑
計器回路		相色別に同じ (中性) 黒

注 計装については器具端子に適用する。

- エ 配線の分岐は必ず端子部で行う。

3 付属品

- (1) 標準付属品等 製作所標準付属品 1式

第2節 主要機器、器具等仕様

1 配線用遮断器

- (1) 準拠規格 JIS C 8201-2-1、IEC-60947-2
- (2) 短絡容量は設置箇所に対して、十分なる遮断容量を有するものとする。
- (3) 過負荷電流に対しては、必要なる限時特性を有するとともに、短絡電流に対して速やかに遮断することができるものとする。
- (4) 熱動電磁式・完全電磁式・電子式の何れかで、高調波・サージ等で誤動作しないものとする。
- (5) 付属装置は銘板その他図面による。

2 漏電遮断器

- (1) 準拠規格 JIS C 8201-2-2
- (2) 定格感度電流 500mA、200mA、100mA、30mA、15mA
- (3) 漏電用引外動作時間 0.1s以内
- (4) 短絡容量は、設置箇所に対して十分なる遮断容量を有するものとする。
- (5) 過負荷電流に対しては、必要なる限時特性を有するとともに、短絡電流及び漏電電流に対して速やかに遮断することができるものとする。
- (6) 電子式漏電及び過電流引外装置付で高調波・サージ等で誤動作しないものとする。
- (7) 付属装置は銘板その他図面による。

第2章 工事概要

第1節 工事内容

- 1 前後面保守形キュービクル式低圧配電盤 盤内器具類の交換等
電灯盤②・動力盤③・動力盤⑥

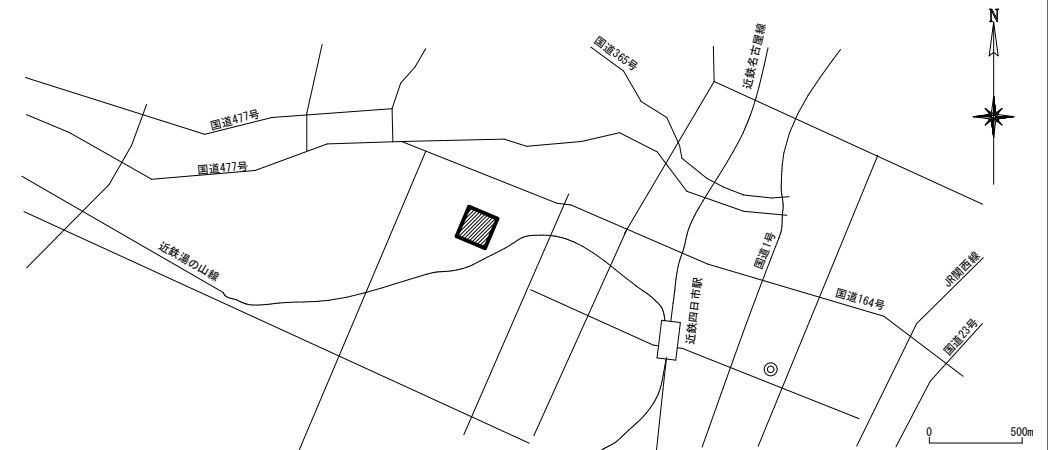
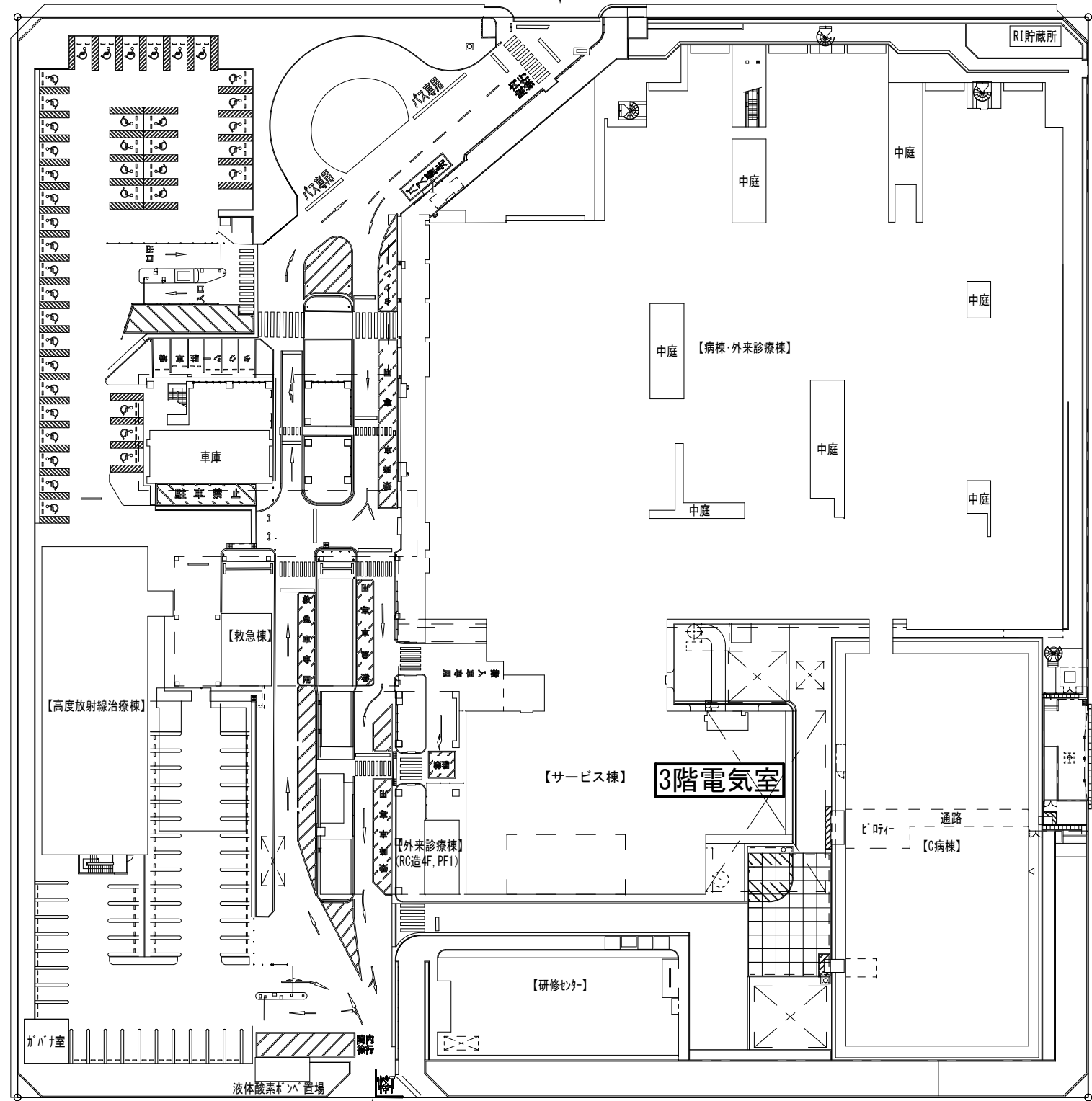
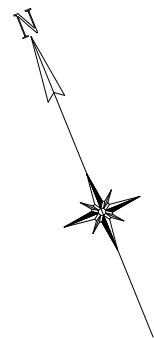
第2節 施工条件

- 1 週休2日制
本工事は、週休2日制工事の対象外とする。
- 2 工程関係
負荷電源が停止可能な時間は、当院停電点検の期間のみとする。
なお、停電点検業務は本工事と並行して実施される。

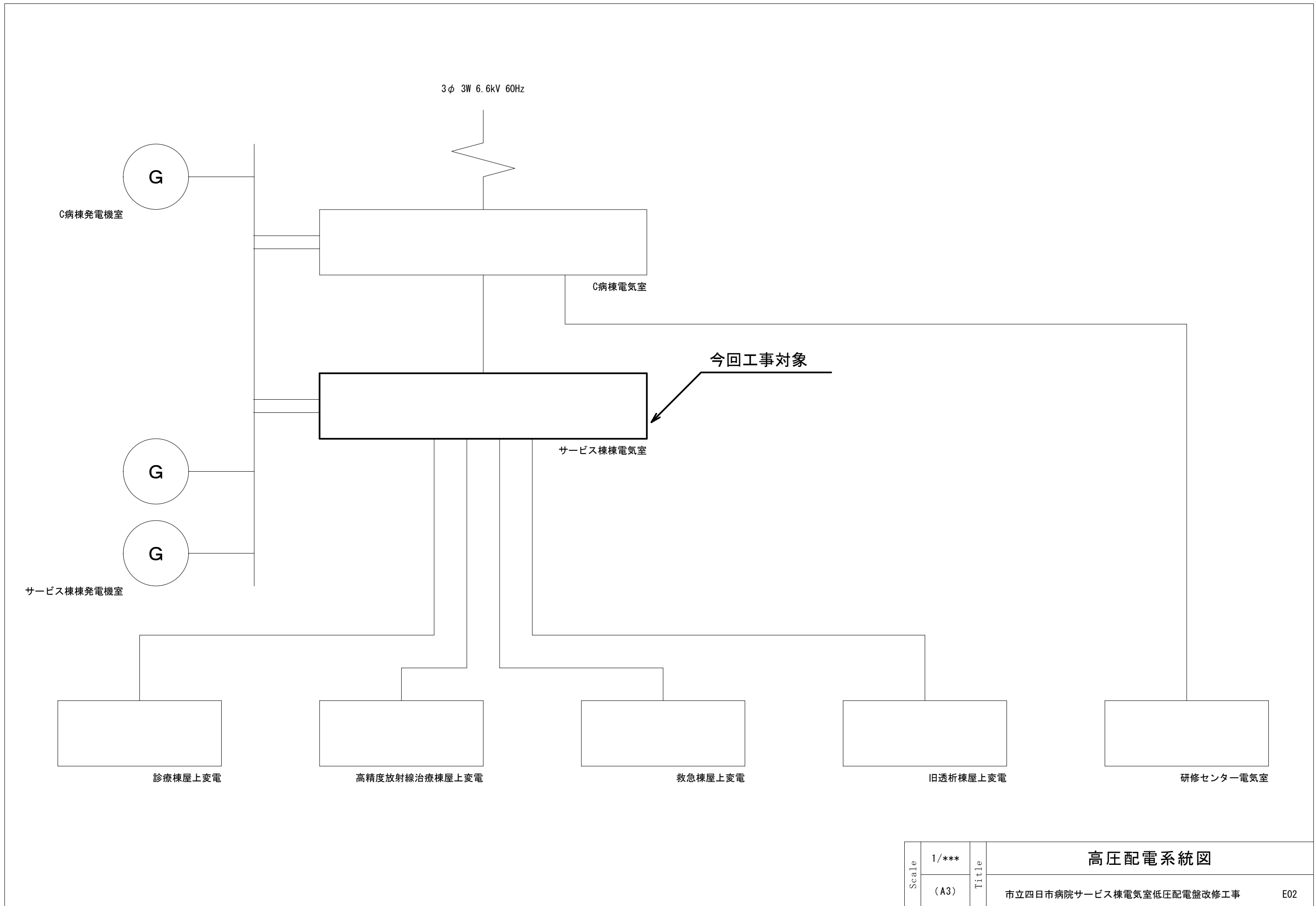
停電点検期間：令和8年11月1日（日）9:00～13:00（予定）

- 3 車両関係

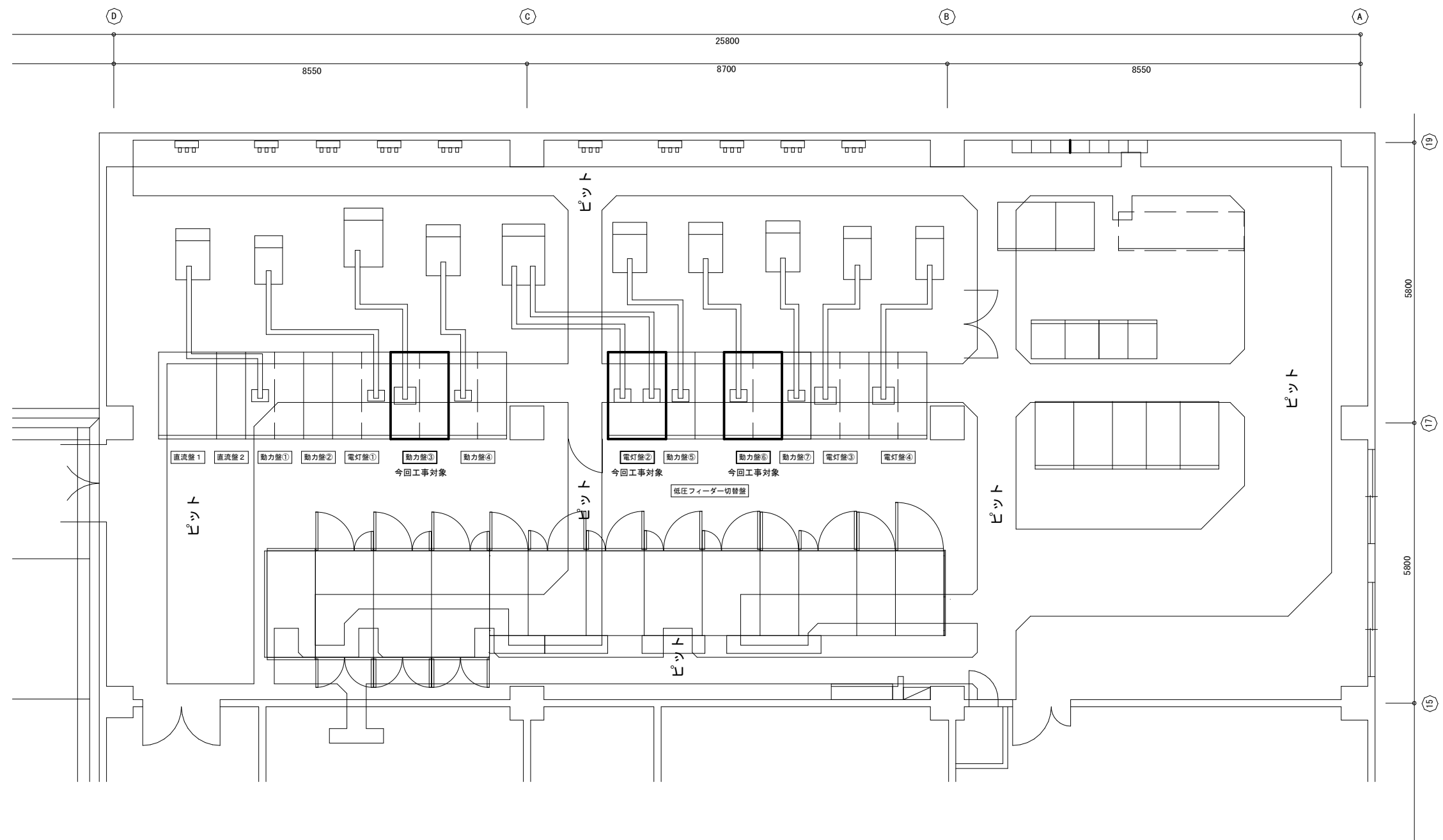
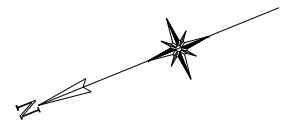
関係車両のための駐車場は、外来駐車場（有料）とする。荷下ろし等については、担当職員と打合せにより、一時的に駐車場以外に駐車可能とする。



Scale	1/400	Title	全体配置図
	(A1)		市立四日市病院サービス棟電気室低圧配電盤改修工事
			E01

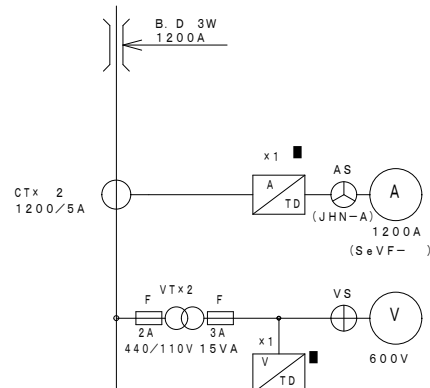


Scale	1/***	Title	高圧配電系統図	
	(A3)		市立四日市病院サービス棟電気室低圧配電盤改修工事	E02

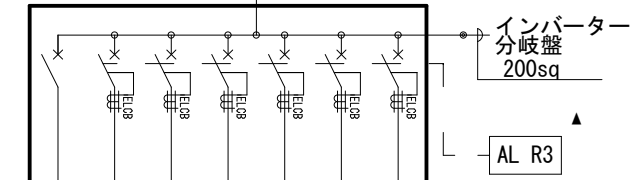


Scale	1/100	Title	サービス棟低圧配電盤平面図	
	(A3)		市立四日市病院サービス棟電気室低圧配電盤改修工事	E03

発電負荷系
TR07油入750kVA
3φ3W420V

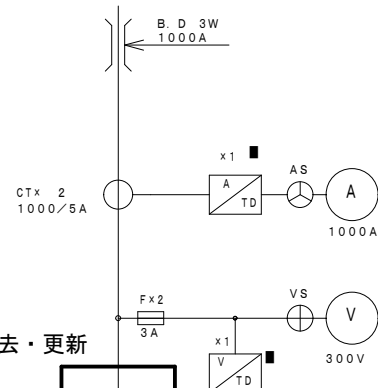


撤去・更新

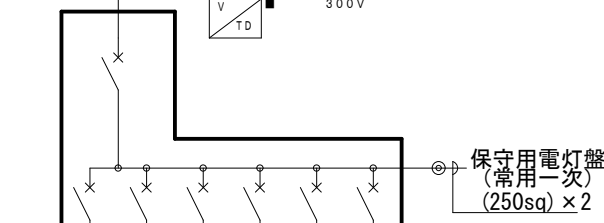


幹線記号	07	11-b	IBPG41	PG42	PG43	PG44	PG45	PG46
CB	S	MCCB	ELCB	ELCB	ELCB	ELCB	ELCB	ELCB
記号	0701	0702	0703	0704	0705	0706	0707	
極数	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	
フレーム	1200AF	400AF	400AF	400AF	400AF	225AF	400AF	
トリップ	NT	400AT	250AT	350AT	350AT	200AT	250AT	
	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	
付属装置		AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX	
負荷名称	(主幹)	動力盤②非常一次 (常時切)	予備 (旧 蒸気ボイラ、冷凍機)	P-1M1 (一般冷水ポンプ)	P-1M1 (一般温水ポンプ)	P-1M2 (一般旧冷却水ポンプ)	P-1M1 (空気源装置) 400V動力保守電源切替設備盤	P-1M3
盤名称	動力盤③ <F>							

発電負荷系
TR06油入300kVAスコット-a
1φ3W210V-105V

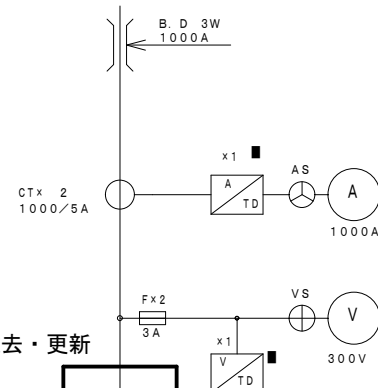


撤去・更新

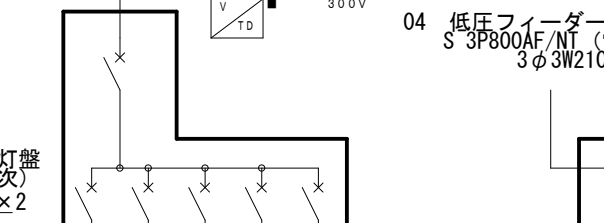


幹線記号	06-a	LG212	LG211	LG213	LG21	IELG22	IELG23											
S	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB											
主幹a	0610	0611	0612	0601	0602	0603												
極数	3P	2P	3P	3P	3P	3P												
フレーム	1000AF	100AF	100AF	100AF	225AF	400AF	400AF											
トリップ	NT	75AT	75AT	75AT	150AT	350AT	350AT											
	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)											
付属装置		AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX											
負荷名称	(主幹a)	生化学室コンピュータ	自動分析装置	医事課コンピュータ	L-1C、L-2C1、L-2C2	L-2B、L-2D	保守電源切替設備盤 (②)	L-2E1、L-2E2、L-2E3	予備 (旧 A病棟3~8階)	予備 (旧 B病棟3~8階)								
盤名称	電灯盤② <H>																	

発電負荷系
TR06油入300kVAスコット-b
1φ3W210V-105V

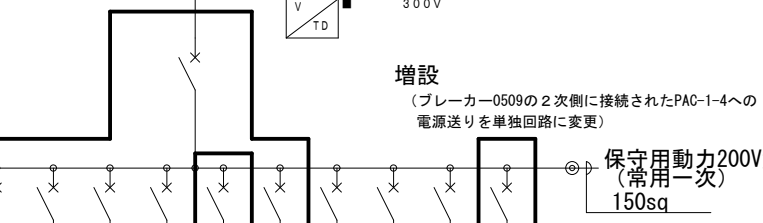


撤去・更新



幹線記号	06-b	LG24	LG25	LG26	LG29	LG210												
S	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB												
主幹b	0604	0605	0606	0607	0608													
極数	3P	3P	3P	3P	3P													
フレーム	1000AF	400AF	400AF	225AF	225AF	225AF												
トリップ	NT	300AT	300AT	225AT	200AT	225AT												
	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)												
付属装置		AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX												
負荷名称	(主幹b)	L-1F、L-2F、L-1H、L-2H	L-1G、L-2G	L-2He、L-1He、P-1Ha	L-1I、L-2I、L-1J、L-2J	L-1K、L-2K、L-1L、L-2L	L-3E、L-3L1	L-4D	L-1A1、L-1A2、L-1A3	L-1D	L-1R							
盤名称	動力盤⑥ <J>																	

04 低圧ファイダー切替盤 (N)
S 3P800AF/NT (常時切)
3φ3W210V



幹線記号	05	PG26	PG27	PG28	PG29	PG210	PG263	PG212	PG264	PG261	PG262	PG265	
S	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	MCCB	
主幹	0501	0502	0503	0504	0505	0508	0507	0509	0510	0511			
極数	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P	3P			
フレーム	800AF	225AF	400AF	400AF	225AF	400AF	125AF	50AF	400AF	600AF	250AF	100AF	
トリップ	NT	150AT	250AT	250AT	150AT	300AT	75AT	20AT	400AT	600AT	175AT	100AT	
	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	(可調)	
付属装置		AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX	AL・AX		AL・AX				AL・AX	
負荷名称	(主幹)	P-3I	M-1 (1)	P-4L2・M-4A	M-1M2	M-2M	M-1 (2)	電話交換室エアコン	P-4H	NM-2H	NM-3M1	PAC-1-4	
盤名称	動力盤⑥ <J>												

増設
(ブレーカー0509の2次側に接続されたPAC-1-4への電源送りを単独回路に変更)

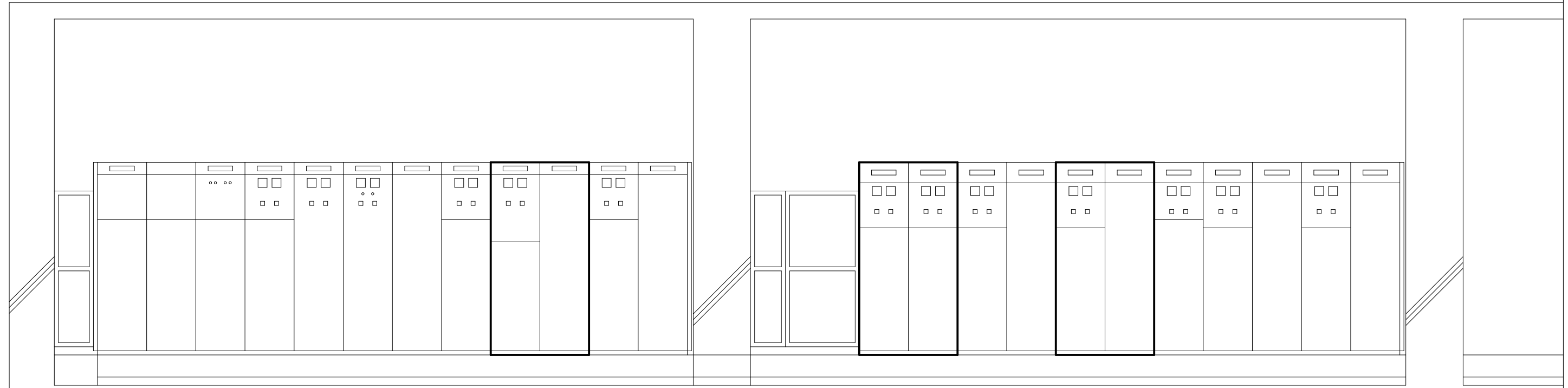
○ 配線用遮断器、漏電遮断器は、原則として裏面形とする。

(主幹)	0705
0702 0703	0707 0706
0704	0701

主幹a	主幹b
0602 0603	0604 0605
0601	0606 0607 0608
0610 0611 0612	

主幹	0502
0503	
0501 0504 0507	0505
(0506) 0511	

※1 □内に記載した遮断器は増設を示す。
 ※2 括弧内に記載した遮断器は更新しないものを示す。



直流盤 1 直流盤 2 動力盤① 動力盤② 電灯盤① **動力盤③** 動力盤④ 電灯盤② 動力盤⑤ **動力盤⑥** 動力盤⑦ 電灯盤③ 電灯盤④

工事対象 工事対象 工事対象

低圧フィーダー切替盤

Scale	1/ 50	Title	サービス棟低圧配電盤外形図	
	(A3)		市立四日市病院サービス棟電気室低圧配電盤改修工事	
			E05	